第一条の十二を第一条の十三とし、第一条の十一を第一条の十二とし、第一条の十を第一条の十一とする。

第一条の九第一項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同条を第一条の十とする。

第一条の八第一項第二号中「第一条の十」を「第一条の十一」に改め、同条を第一条の九とする。

第一条の七を第一条の八とし、第一条の六を第一条の七とする。

第一条の五中「第三条第六号の三」を「第三条第六号の四」に改め、同条を第一条の六とする。

第一条の四中「第三条第六号の二」を「第三条第六号の三」に改め、同条を第一条の五とし、第一条の三の次に次の一条を加える。

（有害水バラストの要件）

第一条の四　法第三条第六号の二の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　当該水バラストに含まれる最小径五十マイクロメートル以上の水中の生物の数が一立方メートル当たり十個以上であること。

二　当該水バラストに含まれる最小径十マイクロメートル以上五十マイクロメートル未満の水中の生物の数が一立方センチメートル当たり十個以上であること。

三　当該水バラストに含まれる大腸菌その他の国土交通省令・環境省令で定める細菌の数が国土交通省令・環境省令で定める基準に該当するものであること。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を削り、第九条の二を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（船舶からの有害水バラストの排出の基準）

第九条　法第十七条第二項第二号の政令で定める基準は、次の表上欄に掲げる排出海域の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

排出海域	基準
一　公海	次のイ又はロに掲げる要件に適合する有害水バラストの排出であること。 イ　主として公海において積み込まれたものとして国土交通省令で定める要件に適合する有害水バラストの排出であること。 ロ　特定船舶（旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供される船舶以外の船舶のうち、有害水バラストの排出量、排出頻度その他の有害水バラストの排出に関する事項を勘案して海洋環境に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定める船舶をいう。次号において同じ。）からの有害水バラストの排出であつて、海洋環境の保全に障害を及ぼさないものとして国土交通省令で定める措置が講じられているものであること。
二　公海以外の海域	次のイ、ロ又はハに掲げる要件に適合する有害水バラストの排出であること。 イ　当該有害水バラストが排出される場所とおおむね同一の場所で積み込まれたものとして国土交通省令で定める要件に適合する有害水バラストの排出であること。 ロ　日本国と一以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国（法第十七条第二項第三号に規定する船舶バラスト水規制管理条約締約国をいう。以下同じ。）との間において海洋環境の保全の見地から有害となるおそれがないものとして合意をした有害水バラストの積込みを行う区域及び排出を行う区域その他の国土交通省令で定める事項を遵守して日本国の内水、領海若しくは排他的経済水域又は当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の内水、領海若しくは排他的経済水域において行われる有害水バラストの排出であること。 ハ　特定船舶からの有害水バラストの排出であつて、前号下欄ロに規定する措置が講じられているものであること。

（二以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国間において合意されて行われる有害水バラストの排出）

第九条の二　法第十七条第二項第四号の政令で定める要件は、当該船舶バラスト水規制管理条約締約国間において合意をした有害水バラストの積込みを行う区域及び排出を行う区域その他の国土交通省令で定める事項を遵守して行われる有害水バラストの排出であることとする。

第九条の三を第九条の六とし、同条の前に次の三条を加える。

（湖、沼又は河川に関する読替え）

第九条の三　法第十七条の六の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条第二項	が海洋環境	が湖沼等（第十七条の六に規定する湖沼等をいう。以下同じ。）の環境
	おいて海洋環境	おいて湖沼等の環境
	海洋の	湖沼等の
第十七条第三項	海洋	湖沼等
第十七条の三第一項	有害水バラストの不適正な排出	不適正な有害水バラスト湖沼等排出（有害水バラストを湖沼等に流し、又は落とすことをいう。以下同じ。）
第十七条の三第二項	有害水バラストの不適正な排出	不適正な有害水バラスト湖沼等排出
第十七条の三第三項	第十七条の三第二項	第十七条の六において準用する第十七条の三第二項
第十七条の四第二項	有害水バラストの排出	有害水バラスト湖沼等排出
第十七条の五第二項	外国船舶	日本船舶以外の湖沼等において航行の用に供する船舶

（湖沼等において航行の用に供する船舶からの有害水バラスト湖沼等排出の基準）

第九条の四　法第十七条の六において準用する法第十七条第二項第二号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合する有害水バラスト湖沼等排出（有害水バラストを湖沼等（法第十七条の六に規定する湖沼等をいう。以下同じ。）に流し、又は落とすことをいう。以下同じ。）であることとする。

一　当該有害水バラストが流され、又は落とされる場所とおおむね同一の場所で積み込まれたものとして国土交通省令で定める要件に適合する有害水バラストについての有害水バラスト湖沼等排出であること。

二　日本国と一以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国との間において湖沼等の環境の保全の見地から有害となるおそれがないものとして合意をした有害水バラストの積込みを行う区域及び有害水バラスト湖沼等排出を行う区域その他の国土交通省令で定める事項を遵守して日本国の湖沼等又は当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の湖沼等において行われる有害水バラスト湖沼等排出であること。

三　特定船舶類（旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供される船舶類以外の船舶類のうち、有害水バラストの排出量、排出頻度その他の有害水バラスト湖沼等排出に関する事項を勘案して湖沼等の環境に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定める船舶類をいう。）からの有害水バラスト湖沼等排出であつて、湖沼等の環境の保全に障害を及ぼさないものとして国土交通省令で定める措置が講じられているものであること。